

第4回 葛飾区交通バリアフリー基本構想策定協議会 議事概要

日 時：平成 18 年 3 月 2 日（木）13:30～15:30

場 所：葛飾区職員研修所 A・B 研修室

出席者：別表参照

議事内容

1. 会長あいさつ

2. まち歩き・駅歩き参加者からの出席者紹介

まち歩き・駅歩き点検ワークショップに参加者で車いすを使用されている方が、前回協議会に引き続き、オブザーバー参加される旨の紹介があった。

3. 傍聴者の確認

今回の協議会の傍聴者はなかった。

4. 資料確認

5. 議事内容

(1) 資料説明1 パブリックコメントに寄せられたご意見・その対応について

資料：「葛飾区交通バリアフリー基本構想（素案）」についてのご意見

実施期間：平成 18 年 1 月 10 日～同 2 月 8 日

意見総数：27 件

【質疑応答・意見等】

会長：他の自治体ではパブリックコメントの意見が少ない例も見られる中、葛飾区は意見総数 27 件でやや多くなっています。今回お寄せ頂いた意見のポイントは、大きく以下の 4 つであると思います。

第一は、まちづくりに関するご意見です。今回の基本構想自体が、面的なまちづくりをやっていきましょうということだったので、このコンセプトに合致したものと言えます。

第二は、個々の経路についての物的なバリアの解消に関するご意見です。

第三は、自動車のコントロール（速度等）に関するご意見です。これについては、事業者と協議していくという前向きな対応が示されています。

第四は、心のバリアフリーに関するご意見です。既に構想に含まれてはいますが、プランを立ててもアクションをどうするかが課題です。ご意見では、このアクションについてのご提案をいただきました。

以上のパブリックコメントへの対応について、ご意見はありませんか？

意見は出されなかった

会長：では、この対応でよろしいということで進めていきたいと思えます。

(2) 資料説明2：葛飾区交通バリアフリー基本構想(案)について

資料2：葛飾区交通バリアフリー基本構想(案)

【質疑応答・意見等】

JR東京支社：特定事業に関し、一部修正をお願いします。まず、29ページの金町駅の特定事業で、平成18年度以降の事業に「券売機や運賃表の改善を図る」という事業がありますが、既に事業を完了しましたので、平成17年度実施の項に移動させて下さい。

修正は以上ですが、金町駅では既にバリアフリー工事が行われましたので、その状況を報告させていただきます。エレベーターは2月13日から供用開始となり、既にご利用いただいています。まち歩きで指摘のあった金町駅北口のスロープの勾配は、既に緩和され、手すりもついて、使いやすくなりました。現在、最後の仕上げ工事を行っています。多機能トイレは、3月10日に竣工予定です。コンコースの床に関する工事も集中的に行いました。不陸を改善し、表面には滑りにくい塗装をほどこしました。また、明るい色を塗ることで暗さも改善しました。

また、18年度以降の事業の項にある「階段の段鼻の明度化」については、18年度に識別シールを貼る工事を行う予定です。亀有駅でも同時に施工します。

さらに、エレベーターへの案内標示の設置に合わせて、駅全体の案内サインの拡充も行います。

会長：みなさんで一度見に行って、JR東京支社の委員にご意見などをお寄せいただければと思います。

京成電鉄：報告と補足をさせていただきます。構想の29ページで、京成金町駅の平成17年度実施にあげている「階段の段鼻の明度化」は、昨年12月既に完了しました。37ページの京成立石駅でも同様に、「階段の段鼻の明度化」を完了しました。

京成立石駅では、「バリアフリー施設整備などは、連続立体交差事業に伴う駅舎改築時に実施するが．．．」とありますが、現駅舎の段階で、平成18年度中に身体障害者対応エレベーターを2基設置するべく、葛飾区と協議を進めているところです。

会長：具体的には、駅のどこにエレベーターを設置するのですか？

京成電鉄：ラチ内から上りホームへ降りるエレベーター1基と、海側の地上(外)から、ラチ外へ昇ってくるエレベーター1基を計画しています。

区福祉管理課：金町駅だけでなく、亀有駅のエレベーターも今月(平成18年3月)中に完成します。

55ページの四ツ木駅圏について質問があります。前回の協議会でも申し上げましたが、葛飾区内の交通バリアフリー法対象駅のうち、バリアフリー対応が完了していないのは四ツ木駅だけです。平成22年までには設置予定というのでは、今後5年のうちのいつできるのかわかりません。なるべく早期にお願いしたいと申したにもかかわらず、構想の内容には変化が見られませんが、なぜそのままなのか理由をおしえて下さい。

事務局：四ツ木駅のエレベーターの設置については、依然、対応が詰め切れていません。早急に京成電鉄と協議を行い、平成22年までのできるだけ早い時期に実現できるよう、詰め

てゆきたいと思っています。

京成電鉄：四ツ木駅以外にも、平成 22 年までにバリアフリー化を完了しなければならない駅が残っています。自治体からの補助の状況を見つつ、実現可能性の高い駅については、なるべく前倒しで実施していきたいと考えております。

区福祉管理課：前回協議会の議事録にもありますが、区は事業費の 1 / 3 助成を実施しており、それが前提となって、鉄道事業者は、国から補助をいただいています。国からの補助を得るためには、京成電鉄が事業の 1 年前から協議を進める必要がありますので、よろしくをお願いします。

区としては、これまでも四ツ木駅のエレベーター設置を働きかけてきました。しかし、八広駅や立石駅との関係で、四ツ木駅を先行させることは困難な面もあるとのことでした。立石駅については、連立事業の前に先ほど紹介されたような取り組みを行うということなので、四ツ木駅でもできるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。

現在、3 カ年の障害者施策推進計画を策定しているところなので、この計画期間内(平成 20 年度まで)に、エレベーター設置に取り組んでいただければと思います。

会長：障害者施策推進計画は、どのような内容ですか？

区福祉管理課：駅のエレベーターの設置を前提とした計画です。四ツ木駅はエスカレーターが上り方向にしかついておらず、エレベーター設置についてこれまでも働きかけてきています。

法のとおり「平成 22 年までに実施」とするだけなら、構想に重点整備地区以外の駅圏まで盛り込んで、バリアフリー化を新たに定める意味がありません。バリアフリー基本構想にエレベーターの設置年度が明示されないとしても、策定中の障害者施策推進計画には盛り込みたいと考えています。

会長：障害者施策推進計画も踏まえて考えていくという一文を、41 ページ以降の重点整備地区以外の地区の推進方策のどこかに入れてはいかがでしょうか？これについては、区の内部調整をお願いします。

区道路維持課：30 ページの金町駅圏の道路特定事業等について、状況を報告します。金町駅北口周辺の道路(経路 1-1、1-2、2、5-2、6-2)については、構想にあげている事業に関し、平成 18 年度設計、平成 19 年度工事というスケジュールで、予算審議をお願いしています。

京成バス：バスのバリアフリー化の状況について報告します。区内の金町営業所では全車両の 62%がノンステップバスで、他の営業所に比べて高い導入率となっています。時刻表には載っていませんでしたが、5 台に 3 台ノンステップバスが来るといった状況です。

金町 - 小岩駅間でノンステップバスの導入が多くなっていますが、このたび、亀有 ~ 青砥 ~ 区役所 ~ 国道 ~ 新小岩で運行している新小 5 3 という路線にも、新たに 4 台のノンステップバスを導入しました。なぜ、この路線で導入が遅れていたかといいますと、この路線の途中には京成立石の踏切があり、大型のノンステップバスでは踏切の隆起部分で車両のおなかをこすってしまって、通れなかったためです。生産性を下げてもバリアフリー化を行うかどうか懸案となっていました。しかし、本協議会で検討を進める中で、やはり生産性を下げてもバリアフリー化を優先すべきと判断し、小型のノンステ

ップ車両を導入して時刻表にも明示しました。現時点では、亀有発87便/日のうちの31便/日がノンステップという状況ですが、5年以内に金町営業所の全てのバスがノンステップバスになる予定です。その頃には、時刻表へのノンステップバスの表示も不要になります。

会長：小型化について、もう少し説明していただけませんか？

京成バス：踏切の隆起をクリアするには、大型から中型へと車体を小さくして通れるようになるしかありませんでした。このため車内空間が狭くなり、朝ラッシュ時の亀有発のバスに乗客が乗り切れないという状況も出ています。しかし、だからといってノンステップバスの配置換えをするということはありません。

会長：構想の策定を通じて事業者にもご理解をいただき、バリアフリー化を既に進めていただいています。バリアフリー化について様々な情報があるので、今後とも、街づくり調整課からの情報提供をお願いします。

では、本構想（案）をご了承をいただけますでしょうか？

異議なし

会長：では、（案）がとれて、「構想」としてできあがったということになります。

今後は、どういう形で公表されていきますか？

事務局：本日いただいた意見を踏まえて修正し、区議会の所管の委員会に報告します。その後、修正版を委員の方に送付して内容を確認していただき、4～5月に国土交通省に報告し、広報という流れになります。5月には、広報やホームページで公表するとともに、説明会等も実施し、事業者や関連施設等にも内容を広めていきます。

会長：リーフレットなどによる広報も重要なので、そのための予算確保もよろしくをお願いします。

（3）今後の進め方について

事務局：平成18年4～5月に国土交通省への報告、その後、区民の方々等への周知として、広報、ホームページへの掲載、出張所等への配置等を予定しています。また、策定した基本構想に基づき、事業者の方々には、事業実施に向けた特定事業計画を策定していただくこととなります。なお、事業計画の策定に当たっては、パブリックコメントで出された意見への対応も考慮していただきたいと考えています。

また、第7章にある「進捗を把握する組織」を平成18年中に構築したいと考えています。事業者の方々には、この組織への進捗状況の説明等をお願いすることになると思います。また、今回の関係者の方々には、今後ご協力を仰ぐことになると思いますので、よろしくお願いします。

会長：国もユニバーサルデザイン政策を打ち出し、市民参加によるバリアフリー化の推進、交通バリアフリー法とハートビル法も統合などを進めています。新しい技術に対応したバリアフリー化も進められています。今回葛飾で行っているような取り組みが、このユニバーサルデザインにつながるものです。区民主役で取り組んでいてもらいたいと思います。構想ができて終わりではなく、始まりということでもよろしくお願いします。

国土交通省関東運輸局：ユニバーサルデザイン政策大綱が昨年7月に公表され、「誰でも、ど

こでも、自由に使いやすく」という基本理念に基づいて、政策を推進していこうとしています。平成 12 年 7 月に公布され、11 月に施行された交通バリアフリー法は、成立の付帯事項として 5 年後に見直すとされてきました。見直し期限（平成 17 年 11 月）に合わせて見直しが進められ、このたび、交通バリアフリー法とハートビル法を総合化した新法が 2 月 28 日に閣議決定され、国会に提出されました。順調に行けば、本年 6 月には成立する見込みです。法律に伴って、基本方針などの見直しも行っています。年内には施行されるでしょう。この交通バリアフリー法とハートビル法の一体化により、公共交通機関を中心としたバリアフリーだけでなく、建物も含めた、面的なバリア解消が進められます。

四ツ木のエレベーターの話が出ましたが、国も財政が厳しく、平成 18 年のエレベーター設置補助額は全国で 30 億円にとどまります。1 基 1 億円とすると、1/3 補助で 90 基余しか設置できないこととなります。

(4) その他

葛飾区障害者福祉連合会：明日、環状 7 号線沿いにイトーヨーカドーがオープンします。亀有駅から徒歩 5 分ということですが、私の足では 12 分ほどかかります。障害者・高齢者が少しでも歩く距離を短くできるように、イトーヨーカドーのそばにバス停を設定していただきたいと思います。

四ツ木の駅は荒川に面しています。隣接する立石駅圏と四ツ木駅圏を統合した駅圏での構想はできないでしょうか？

京成タウンバス：イトーヨーカドーの路線には現在、日立自動車が走っています。私どもも 3 月 16 日に、金町駅～高砂～中川橋を渡って～イトーヨーカドーの前～亀有駅～お花茶屋～ウェルピアかつしかへ至る路線の運行が開始されます。指摘のあったイトーヨーカドーの前にも同様にバス停が設置されます。

区道路維持課：亀有駅からイトーヨーカドーに至る環状 7 号線の横断部には、区管理の立体横断施設が完成し、本日 11:00 から供用を開始しました。この立体横断施設にはエレベーター、エスカレーターも設置されているので、これも活用していただければと思います。

区福祉管理課：「ウェルピアかつしか」が終点となっている新規開設路線の話が出たので、これに関してお願いがあります。「ウェルピアかつしか」は福祉関係の複合施設で、この中にはボランティアセンターもあり、その利用時間は夜 9:30 までとなっています。そのため、施設利用者に配慮した終バスの時間設定となるよう、検討していただきたいと思います。

京成タウンバス：ウェルピアまでまたは、ウェルピアからの利用者はあまり伸びていません。以前は夜 8:10 で運行を終了していましたが、区の要請で 3 月 16 日に運行を開始するバスは、9:10 まで延長します。9:30 以降の運行については、利用状況等を見ながら、今後検討していきたいと思っています。

オブザーバー：日立交通やグリーンキャブのリフト付タクシーの障害者のための利用指定が、今年度で終わりました。今日もこの会場に来る途中の電車内で、車いすの方と出会いました。かつては、リフト付タクシーでなくては外出できませんでしたが、公共交通のバリ

アフリー化が進んだおかげで、公共交通でも移動ができるようになりました。バリアフリー化のためには一時的には予算が必要です。しかし、バリアフリー化のおかげで高齢者などが経済活動を行いやすくなれば、デフレ脱却の一助にもなるのではないかと思います。

また、先ほど指摘があったように施設の利用時間が夜 9:30 までなのに、どうして終バスが 9:10 までなのかとと思っていたので、指摘していただき感謝しています。

建物はバリアフリー化が進んできました。公共交通の使いやすさ、道路の歩きやすさの向上をこれからも進めていただければと思います。ありがとうございました。

会長：これまでは、タクシーの運賃助成やシルバーパスの発行、福祉移送サービスの提供など、補助・助成が個人単位で多数の方に行われてきました。この多数の人たちの中には、少しバリアフリー化が進めば、公共交通を利用できるようになる人も含まれています。ですから、バリアフリー化にお金を投じることで、より多くの人が公共交通を利用できるようになれば、トータルの税負担は減るのではないのでしょうか？

予算は個別にみられ、トータルでみることはあまりありません。しかし、バリアフリー化にはトータルでみた効果があるということを確認する必要があります。予算はどこも厳しい状況ですが、声を大にしてバリアフリーの効果をアピールすれば、バリアフリーに関する考え方も定着し、予算もついてくるのではないのでしょうか？

私の所属している「福祉のまちづくり工学研究所」は「まち」とひらがなで表記しています。「まち」には漢字の「街」などがありますが、「まち」と書く場合は、情報や生活を含めた総合体を意味するものであると思っています。点的・線的よりも面的に葛飾区を良くしていくことにつながる『交通バリアフリーの基本方針』が本日ここでできました。重要なのは、計画・構想をつくるだけでなく、どうアクションをおこしていくのかということです。そのためには、最後の 7 章にあるような「組織づくり」「体制づくり」、そして「まちづくり」が重要です。そのためには、今後も継続して、区・事業者・区民など関係者が一体となって、進めていってほしいと思います。

また、今は時の流れが非常に速くなっているので、常に情報更新をしながら、進めていって下さい。

6. その他（事務局からの連絡）

（1）本日（第 4 回）の協議会の議事録の取り扱いについて

本日の議事録は、前回と同様、作成後に皆様に送付し、ご確認いただきます。修正があった場合、再度、内容をご確認いただき、その後にホームページに掲載します。

（2）次回協議会の日程について

今回の第 4 回協議会をもって、区長より下命のありました葛飾区バリアフリー基本構想の策定作業が終了し、協議会も終了とさせていただきます。今後は、基本構想の実現に向けた新たな組織体の整備等を来年度から進めたいと考えております。協議会のみなさまには、またご協力等お願いすることがあるかと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

7. 閉会

第4回 葛飾区交通バリアフリー基本構想策定協議会（平成18年3月2日）出席者

区分	所属	備考
学識経験者	兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所	(会長)
関係行政機関	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政課	
社会福祉協議会	葛飾区社会福祉協議会	
高齢者団体	葛飾区高齢者クラブ連合会	
障害者団体	葛飾区障害者福祉連合会 葛飾区視覚障害者福祉協会 葛飾区肢体不自由児者父母の会 身体障害者団体 福陽会	
区民 (オブザーバー参加)	葛飾区自治町会連合会 まち歩き・駅歩き点検参加者	
商店街	葛飾区商店街連合会	
交通管理者	葛飾警察署交通課 亀有警察署交通課	
都道管理者	東京都建設局第五建設事務所補修課	
鉄道事業者	京成電鉄(株)鉄道本部計画管理部 JR 東日本東京支社総務部企画室 JR 東日本千葉支社企画室	
バス事業者	京成バス(株)企画部企画課 京成タウンバス(株) 東武バスセントラル(株)運輸統括部 東京都交通局自動車部計画課	
葛飾区	葛飾区都市整備部長 道路維持課 福祉部福祉管理課 地域振興部地域振興課 政策経営部企画課	(副会長)

事務局 都市整備部街づくり調整課街づくり計画担当課長
土木施設計画担当係係長
委託会社 株式会社アルメック